

令和6年第4回可児市農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和6年4月4日（金）午後2時00分から午後3時15分
開 催 場 所	庁舎5階全員協議会室
農 業 委 員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、 奥村 保彦、田中きょうこ
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、三宅 静喜
欠 席 委 員	酒向 崇好
事 務 局	局長 小池 祐功、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議 案	第17号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第18号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第19号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第20号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第21号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第22号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第23号 特定農地貸付承認について
議 事 局 議 長	開会に先立ち、事務局から発言を求められています。事務局お願いします。 旧局長：退任あいさつ 富田：異動あいさつ 新任のあいさつ 職員異動の報告 前田一：あいさつ 皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和6年第4回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、8番、酒向崇好委員から欠席届が提出されておりますので、8名です。 これより令和6年第4回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
委 員	

議長 それでは、8番近藤辰夫委員、9番奥村武司委員の両名を指名します。

議長 続きまして、日程第2、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第2、議案第17号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転3件です。

受付番号1番は、岐阜市の方と清水ヶ丘の方との間における売買による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は、申請地を取得して、新規就農するとのことでした。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号2番は、下切の方と下切の方との間における売買による所有権移転です。

下切地内において、譲受人は、自宅近隣の申請地を取得して、経営規模の拡大を図ることです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号3番は、今渡の方外1名と中恵土の方との間における売買による所有権移転です。

中恵土地内において、譲受人は、自宅に隣接する申請地を取得して、経営規模の拡大を図ることです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

奥田委員 受付番号1番、土田お願いします。

農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、土田の渡と下切、国道41号線中濃大橋付近にある農地です。譲渡人は相続により申請地を所有していましたが、遠方に居住しており管理が十分にできないため今回処分することとなり申請地の近隣で耕作していた譲受人が購入して、今後も農地として管理される計画で、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、下切お願いします。

鈴木(泰)委員 推進委員5番の鈴木から現地確認の報告をします。

受付番号2番は、下切兼杖にある畑です。譲渡人は相続により申請地を所有しましたが、高齢で管理が十分にできないため、以前より譲受人から譲ってほしいと希望があり、今回話がまとまり申請された案件です。自宅横の農地であり、今後も農地として耕作、管理される計画で、問題ないと思います。

議長 受付番号3番、中恵土お願いします。

三宅委員 推進委員9番の三宅から現地確認の報告をします。

受付番号3番は、中恵土にある農地です。譲受人は、隣接地に居住しており、農地とし

て取得し、営農されるとのことです。今後も農地として管理される計画で、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 17 号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 17 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第 3、議案第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 3、議案第 18 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、1 件です。

受付番号 1 番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことです。

申請地を以前より住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がりましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、土田お願いします。

奥田委員 農業委員 4 番の奥田から現地確認の報告をします。

受付番号 1 番は、土田中町にある農地で、隣接地を一体利用して一般個人住宅が建築されているため、始末書が提出されています。現状のまま使用されますので、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第 18 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 18 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第19号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第19号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転6件、使用貸借権の設定3件、贈与による所有権移転2件の合計11件です。

受付番号1番は、今渡の方と今渡の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、今渡地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号2番は、下恵土の方と川合の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の進入路と駐車場を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号3番は、下恵土の方と江南市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1区画に宅地分譲することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号4番は、下恵土の方と下恵土の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の庭を整備することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号5番は、土田の方と中恵土の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、祖父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築することです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番は、塩の方と岐阜市の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、塩地内で、父の所有地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号7番は、大森の方と稲沢市の方が、贈与による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、大森地内で、隣接地を一体利用して自宅への進入路、駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に替えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

申請地を以前より住宅敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号8番は、広見の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に替えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和6年3月1日に農振除外されています。

受付番号9番は、広見の方と美濃加茂市の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、建築条件付きで7区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に替えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

都市計画法に基づく開発協議が必要な案件で、申請書が提出されています。

令和5年10月31日に農振除外されています。

受付番号10番は、下切の方と広見の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、祖父の所有地に使用貸借権を設定し、農家住宅を建築する

とのことでした。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことでした。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことでした。

令和6年3月1日に農振除外されています。

受付番号11番は、石井の方と坂祝町の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、石井地内で、建築条件付きで3区画に宅地分譲するとのことでした。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことでした。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことでした。

令和6年3月1日に農振除外されています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡をお願いします。

江口委員

推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、今渡西浅間にある農地の一部を分筆して一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号2番から4番、下恵土をお願いします。

中村委員

農業委員3番の中村が受付番号2番から4番の案件について報告します。

受付番号2番は、下恵土東林泉地内のJR太多線と名鉄広見線の間にある耕作されていない農地です。今回隣接所有者が購入して住宅への進入路、駐車場として利用される計画です。周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は道路側溝への排水、下水道は整備されていませんので、合併浄化槽で処理されます。転用されても、問題ないと思います。

受付番号3番は、下恵土古市場にある農地です。今回、建築業者が購入して宅地分譲される計画です。周囲にはコンクリートブロックを設置して被害防除されます。宅地分譲のため雨水は自然浸透ですが、住宅を建築されれば道路側溝への排水は可能で、上下水道とも整備されたエリアで、転用されても、問題ないと思います。

受付番号4番は、下恵土東上屋敷地内にある農地です。隣接する住宅の所有者が贈与により取得し庭として利用されます。現在の住宅敷地が変形しているため、今回取得して四角い敷地となります。既存住宅敷地と一緒に利用されますので、転用されても問題ないと思います。

議長

受付番号5番、土田をお願いします。

奥田委員

農業委員4番の奥田が受付番号5番の案件について報告します。

受付番号5番は、土田中町にある農地で、祖父の所有地を使用貸借して一般個人住宅を建築するための転用申請です。隣接者への説明も済み、雨水は道路の対側に側溝はありますが、浸透枥を設置して処理され、上下水道とも整備されております。周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除され、転用されても、問題ないと思います。

議 長
山本(富)委員

受付番号6番、塩お願いします。

農業委員6番の山本が受付番号6番の案件について報告します。

受付番号6番は、春里小学校北にある農地です。父の所有地を使用貸借して一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除され、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長
伊藤委員

受付番号7番、大森お願いします。

農業委員10番の伊藤が受付番号7番の案件について報告します。

受付番号7番は、大森中組にある農地を隣接者が贈与により取得して自宅への進入路、駐車場として利用する転用申請です。以前より住宅敷地として利用していたため始末書が提出されており、現状のまま使用されますので、転用されても、問題ないと思います。

議 長
奥村(保)委員

受付番号8番から10番、広見お願いします。

農業委員13番の奥村が受付番号8番から10番の案件について報告します。

受付番号8番は、広見のスポーツクラブの南にある農地で、令和6年3月に農振除外されています。不動産業者が取得して分譲住宅1棟を建築されます。隣接者への説明も済み、周囲にはコンクリートブロックを積み、被害防除されます。土地改良管理組合の同意もあり、雨水は道路側溝、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号9番は、広見乗里地内にある農地で、令和5年10月に農振除外されています。

譲受人が購入され、建築条件付きで7区画に宅地分譲されます。隣接者への説明も済み、土地改良管理組合の同意、排水同意もあり、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号10番は、同じ広見乗里地内にある農地で、令和6年3月に農振除外されています。祖父の所有地を使用貸借して一般個人住宅を建築するための転用申請です。周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除され、土地改良管理組合の同意、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長
三宅委員

受付番号11番、石井お願いします。

推進委員9番の三宅が受付番号11番の案件について報告します。

受付番号11番は、石井地内にある農地で、令和6年3月に農振除外されています。

譲受人は、購入後、建築条件付きで3区画に宅地分譲されます。隣接者への説明も済み、周囲はコンクリートブロックを設置して被害防除されます。土地改良管理組合の同意、排水同意もあり、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

なお、隣接する土地改良水路について、防草対策として張りコンクリートをお願いしたいと思います。

議 長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

鈴木(好)委員	受付番号9番、11番の案件について、譲受人が個人で、建築条件付きで宅地分譲となっているが、宅地建物取引業者免許などの資格はありますか。
事務局 議長	9番、11番とも、譲受人は、宅地建物取引業者免許の資格を持っている方です。他にご意見、ご質問はございませんか。
伊藤委員	受付番号3番の案件について、転用目的が宅地分譲で、雨水排水が自然浸透となっているが、大丈夫ですか。
事務局 議長	3番の案件は、用途地域内の第1種住居地域であるため、転用目的が宅地分譲でも大丈夫です。今後住宅を建築される際には、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備された地域であり大丈夫です。今回は宅地造成までのため、雨水排水は自然浸透となります。他にご意見、ご質問はございませんか。
議長	受付番号11番の案件について、地元委員からの報告で、隣接する土地改良水路について、防草対策として張りコンクリートをお願いしたいと報告がありましたが、施工について大丈夫ですか。
事務局 議長 委員 議長	土地改良管理組合の同意書の条件として、水路敷については、防草対策として張りコンクリートを施工するとなっています。他にご意見、ご質問はございませんか。 【意見・質疑なし】 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第19号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。
委員 議長	【異議なしの声多数】 異議ないものと認め、議案第19号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。
議長	続きまして、日程第5、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、事務局に説明を求めます。 日程第5、議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。 今月の申請は、事業計画の変更1件です。 受付番号1番は、美濃加茂市の方が計画内容の変更で、事業計画変更の承認を求めるものです。 転用事業者は、瀬田地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことでした。 立地基準判定は、第3種農地となります。 その他、一般基準判定等については資料のとおりです。 周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことでした。 当初事業計画では、3棟の分譲住宅を建築する予定でしたが、資材の高騰等により予算の大幅な増加が見込まれるため、計画規模を縮小し、建築区画を3区画から2区画に変更することになりました。なお、申請地は、令和4年8月8日に農振除外されています。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

玉田委員 受付番号1番、瀬田をお願いします。

農業委員12番の玉田が受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番は、広見東地区センター東の農地で、令和4年12月に5条許可を得ている土地を事業計画変更で分譲住宅を3棟から2棟に変更する申請です。隣接者への説明も済み、土地改良管理組合の同意、排水同意もあり、事業計画変更について、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第20号について、原案のとおり承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第20号は、原案のとおり承認相当として、市に進達することに決しました。

議長 私事ですが、緊急事態が発生しましたので、ここで10分間、休憩を取ります。

(10分間の休憩)

議長 緊急事態への対応のため、ここから議事進行を副会長の中村茂委員にお願いいたします。

議長 【菱川幸夫委員 退席 中村茂委員 議長席へ移動】

議長 会長が緊急事態への対応のため退席されましたので、副会長の中村が議事進行を進めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

議長 日程第6、議案第21号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第21号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

今月の申請は、3件です。

受付番号1番は、春日井市の方が所有する菅刈地内の畑です。

該当農地は、昭和49年12月に住宅を建築し、以降住宅敷地として使用しており、現在に至るとのことです。

受付番号2番は、横浜市磯子区の方が所有する二野地内の田です。

該当農地は、平成10年に、申請人が亡き父より相続した以前より耕作しておらず、その後も耕作しなかったため原野化し、現在に至るとのことです。

受付番号3番は、広見の方が所有する広見地内の田です。

該当農地は、平成16年頃まで、養魚場として使用していましたが廃業し、その後も農

議 長	地として耕作しなかったため、雑木等が生え原野化し、現在に至るとのことです。 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。 受付番号1番、菅刈をお願いします。
山本(寛)委員	推進委員3番の山本が受付番号1番の案件について報告します。 受付番号1番は、菅刈地内の農地です。事務局から説明がありましたが、昭和49年頃に住宅を建築され、現在に至るとのことです。現地は、住宅敷地として建物が建築されており、非農地として問題ないと思います。
議 長	受付番号2番、二野をお願いします。
奥村(武)委員	農業委員9番の奥村が受付番号2番の案件について報告します。 受付番号2番は、二野地内の農地です。相続で取得しましたが、事務局から説明がありましたが、以前は耕作していましたが、昭和の年月日不詳から耕作しなくなり原野化し、現在に至るとのことです。現況は山林原野化しており、非農地として問題ないと思います。
議 長	受付番号3番、広見をお願いします。
奥村(保)委員	農業委員13番の奥村が受付番号3番の案件について報告します。 受付番号3番は、広見地内の農地です。事務局から説明がありましたが、平成16年頃までは、養魚場として利用し、営業しておられましたが、廃業され放置されたため原野化し、現在に至るとのことです。現況は山林原野化しており、非農地として問題ないと思います。
議 長	只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	【意見・質疑なし】
議 長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第21号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	異議ないものと認め、議案第21号は、原案のとおり承認することに決しました。 会長が緊急事態への対応が終わり、戻りましたので、議長を交代いたします。 【菱川幸夫委員、議長席へ着席 中村茂委員 自席へ移動】
議 長	続きまして、日程第7、議案第22号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。 はじめに、受付番号1番及び2番の案件は、農業委員9番の奥村武司委員が関係者であり、受付番号3番の案件は、農業委員6番の山本富義委員が関係者であるため、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限により審議に加わるできません。したがって、両委員においては、関係する案件の審議の間、それぞれ退席を求めます。 それでは、受付番号1番及び2番から始めますので、奥村武司委員の退席を求めます。 【奥村武司委員 退席】 受付番号1番及び2番について、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第7、議案第22号、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

議	長	<p>今月の申請は、10件です。</p> <p>受付番号1番及び2番は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。</p> <p>羽崎の方と二野の法人との間での新規と再設定の使用貸借権の設定です。</p> <p>羽崎地区内の該当農地について、令和7年4月までの1年間、利用集積を図るものです。</p> <p>只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委	員	<p>【意見・質疑なし】</p> <p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p>
議	長	<p>議案第22号、受付番号1番及び2番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。</p>
委	員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、議案第22号、受付番号1番及び2番は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。</p> <p>それでは、奥村武司委員の議事参加を認め、山本富義委員の退席を求めます。</p> <p>【奥村武司委員 着席】</p> <p>【山本富義委員 退席】</p>
議	長	<p>引き続き、議案第22号を議題といたします。</p>
事	務	<p>受付番号3番について、事務局に説明を求めます。</p>
局	長	<p>受付番号3番は、塩の方と菅刈の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。</p> <p>塩地区内の該当農地について、令和9年4月までの3年間、利用集積を図るものです。</p> <p>只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委	員	<p>【意見・質疑なし】</p> <p>ご意見も無いようですのでお諮りいたします。</p>
議	長	<p>議案第22号、受付番号3番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。</p>
委	員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、議案第22号、受付番号3番は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。</p> <p>それでは、山本富義委員の議事参加を認めます。</p> <p>【山本富義委員 着席】</p>
議	長	<p>引き続き、議案第22号を議題といたします。</p>
事	務	<p>受付番号4番から10番について、事務局に説明を求めます。</p>
局	長	<p>受付番号4番は、塩の方と菅刈の法人との間での新規の解除条件付使用貸借権の設定です。</p> <p>塩地区内の該当農地について、令和9年4月までの3年間、利用集積を図るものです。</p> <p>受付番号5番は、長洞の死亡者の相続人と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。</p>

長洞地区内の該当農地について、令和9年4月までの3年間、利用集積を図るものです。受付番号6番、7番は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。

土田の方外1名と清水ヶ丘の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

土田地区内の該当農地について、令和11年4月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号8番、9番は、同じ方が借人となりますので、併せて説明をします。

犬山市の方外1名と西帷子の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

菅刈と西帷子地区内の該当農地について、令和11年4月までの5年間、利用集積を図るものです。

受付番号10番は、石井の方と中恵土の方との間での新規の使用貸借権の設定です。

石井地区内の該当農地について、令和13年4月までの7年間、利用集積を図るものです。

議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 受付番号3番及び4番の案件の借受人、まる心創舎株式会社は新規であり、どのような事業をしている会社ですか。

事 務 局 ホームページ等で確認したところ、土木全般、外構工事、ガーデニング、造園工事等を行う土木事業者でした。

山本(富)委員 若い人が始めた会社で、遊休農地を利用して農業を開始され、積極的に農業部門に力を入れておられます。若い人たちが農業に関心をもって進められると聞いています。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第22号、受付番号4番から10番について、原案のとおり承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第22号、受付番号4番から10番は原案のとおり承認し、市に報告することに決しました。

議 長 続きまして、日程第8、議案第23号、特定農地貸付承認についてを議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第8、議案第23号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく貸付承認について説明します。別葉をご覧ください。

特定農地貸付の承認について、今渡自治連合会から申請のあったもので、当委員会にその承認を求めるものです。

申請地は、一宮市の方が所有する今渡地内の畑です。議案の添付書類のとおり、今渡自治連合会と可児市との間で貸付協定が締結されています。申請地は、今渡自治連合会が実施する市民農園として適切に管理運営されるということです。

詳細については、議案添付書類及び議案資料のとおりです。

なお、本議案の承認後、土地所有者、今渡自治連合会及び可児市の三者間で、土地使用貸借契約を締結する予定です。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 23 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第 23 号は、原案のとおり承認することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の 3 月指導分について報告します。

指導案件はありませんでした。

2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の 3 月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の 3 月届出分です。

届出はありませんでした。

4. 3 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。

5 件の届出がありました。

田 7 筆 3,063.45 m² 畑 7 筆 1,287.00 m² 合計 14 筆 4,349.45 m²

5. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、4 月 26 日の金曜日を予定しています。

令和 6 年第 5 回農業委員会総会は、令和 6 年 5 月 2 日木曜日に午後 3 時から庁舎 5 階全員協議会室で開催を予定しています。

中村委員 第 5 回農業委員会総会后、懇親会を計画しています。

このため、総会を午後 3 時からの開催として予定しています。

なお、懇親会は、場所を移動して開催をします。

議長 これをもちまして、令和 6 年第 4 回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。